

埼玉県による学費軽減制度

埼玉県父母負担軽減事業補助金申請手続きご案内

埼玉県父母負担軽減事業補助金について、以下の通りご案内いたします。

こちらは国の高等学校等就学支援金とは別制度となります。申請意思の確認も兼ねておりますので、必ず書類を提出いただきますようお願い申し上げます。

家計急変該当と思われる方は P.3「埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について」記載の要件をご確認の上、事務室（TEL0480-34-3381）までお問い合わせください。

1. 手続き対象者（条件をすべて満たすご家庭）

- ① 親権者および生徒が埼玉県に住所を有する(埼玉県を本拠とする単身赴任は例外的に認める)
- ② 国の高等学校等就学支援金等の支給対象

2. 提出期日

7月10日（金）

3. 提出書類

	申請希望者またはスカラシップ奨学生				申請希望 なし
	生活保護 世帯	家計急変 世帯	親権者 海外赴任	一般申請 (左記以外)	
① 埼玉県父母負担軽減事業補助金 申請意向確認書	○	○	○	○	○
② 世帯全員の住民票(※1) 〔 <u>続柄記載あり、マイナンバー記載なし</u> 、 令和8年4月以降発行のもの 外国籍生徒：上記に加え、国籍・ 在留資格等の区分記載のもの〕	○	○	○	○	×
③ 個人番号カード(写)等貼付台紙(※2) 〔 <u>収入の有無にかかわらず、保護者 (親権者)全員の個人番号カード又 は通知カードのコピー</u> 〕	×	×	○	○	×
④ 生活保護受給証明書 (令和8年4月以降発行のもの)	○	×	×	×	×
⑤ その他	×	※3	※4	×	×

※1. 親権者が埼玉県内の異なる住所に居住している場合は、それぞれの住民票が必要です(離婚調停中や別居含む)。また、親権者が扶養する親族(課税日時点で19歳未満)が別世帯に居住している場合は、別途扶養誓約書(指定様式)が必要です。必要な場合は事務室にお申し出ください。

※2. 共同親権を選択して離婚した場合は親権者全員のマイナンバーカードのコピーが必要です。なおマイナンバーカードを持っていない、または通知カードの内容に変更がある場合は、マイナンバーを記載した親権者の住民票を同封してください(②の住民票とは兼用できません。それぞれご用意ください)。

※3. 原則、離婚や死亡を含め親権者2名分の「令和8年度課税証明書」及び急変事由を証明する書類が必要となります。事由によって添付書類が異なりますので、事務室までお問い合わせください。

※4. 所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住している(在住していた)場合、審査には追加資料及び誓約書(指定様式)が必要です。事務室までお申し出ください。

4. 提出先

昌平高等学校

生徒持参：担任がホームルームで回収します。

保護者持参：事務室窓口（平日 8:20～16:35）

- ※ 郵送で提出される場合については、必ず特定記録郵便(運賃+210 円)またはレターパックライト(430 円)でお送りください。引受番号が発行され、配達記録が残ります。書類は折っていただいて構いません。
- ※ 提出物が期日までに揃わない場合は、提出期日までに事務室まで必ずご連絡ください。連絡がないまま提出が遅れる場合、審査・送金が遅れたり、申請できない場合があります。
- ※ 家計急変世帯について、令和 9 年 1 月末頃まで随時受け付ける予定ですが、すでに急変事由が発生している場合は事務室に問い合わせの上、速やかに申請してください。

5. 支給対象

P.4「令和 8 年度各種学費等補助制度フローチャート」参照

- ✧ 判定額の計算に不安があり支給対象かどうか分からない場合でも、申請して頂いて構いません。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知をお送りします。年度を遡って申請することはできません。
- ✧ 扶養親族数(税制上の数)によって一部基準額が異なります。なお、政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に 3/4 を乗じたものを使用します。また、判定額上の配慮として、支給対象生徒が平成 22 年 1 月 2 日～4 月 1 日早生まれの場合、16 歳以上として数え、判定額についても以下の式を用いて算出します。

【判定額】=【(市町村民税の)課税標準額】-33 万円)×0.06-【市町村民税の調整控除額】

6. 支給方法・時期（予定）

本制度は学費等との相殺ではありません。通常通り学費を納入いただいた上で、学費等振替口座への振込支給となっております。送金時期については県の審査状況によって前後しますので、送金時期になりましたら送金案内を郵送いたします（生活保護世帯・家計急変世帯：例年 9 月頃／一般申請：例年 12 月頃）。

家計急変申請は随時受け付けます。急変（申請）時期によっては、年度を超えての支給となります。

7. その他

- ✧ 提出書類は原則返却しませんので、必要な場合はコピーをお取りください。
- ✧ 年度途中に、収入の修正申告や税額の更正、離婚・死別、養子縁組等による保護者（親権者）の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ✧ **年度途中で埼玉県から他県に転出した場合、補助額は月割りとなりますので、速やかに事務室までお申し出ください。**
- ✧ 学校が知り得た個人情報、適切に管理し、本事業及び「埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について

主たる生計維持者の失職等・死亡・離婚・被災が以下の要件に該当するご家庭について、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。

なお「失職等」の要件について、前年度から一部変更がありました。申請年度を遡って申請することは出来ませんので、申請漏れのないようご注意ください。

	失職等	死亡・離婚※ ¹	被災
対象となる期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日		
所得要件	前年所得が少ない方の保護者の前年年収が約590万円未満相当	前年所得が少ない方の保護者の前年年収が約720万円未満相当 (判定額※ ² 212,700円未満)	前年の世帯年収が約720万円未満相当 (判定額※ ² 212,700円未満)
家計急変要件	自己都合を含めた予期できない失職や休職 (対象とならない場合を参照)	前年の収入が多い方の保護者の死亡・離婚により親権喪失	災害(地震・水害・火事等)により半壊以上

※1 共同親権を選択して離婚した場合は急変事由に該当しません。

※2 通常の判定額の算出方法に同じ。なお、支給対象生徒が平成22年1月2日～4月1日早生まれの場合、以下の計算式を用いる。

【判定額】＝(【(市町村民税の)課税標準額】－33万円)×0.06－【市町村民税の調整控除額】

● 補助開始月

補助開始月は、以下1、2のうちいずれか遅い月とする。

- ① 当該年度の初月(令和8年4月)
- ② 家計急変発生日の翌月(月の初日が家計急変発生日の場合は当月)

● 補助終了月

補助終了月は、以下①～②のうちいずれか早い月とする。

- ① 当該年度の末月(令和9年3月)
- ③ (再就職・復職・再婚等の事由があった場合)左記事由が発生した月(※月の初日の場合は前月)

● 対象とならない場合

定年退職、有期雇用契約の満了(雇止め等を除く)、懲戒解雇、早期退職優遇制度等による勧奨退職、産休 等

埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について

主たる生計維持者の失職等・死亡・離婚・被災が以下の要件に該当するご家庭について、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。

なお「失職等」の要件について、前年度から一部変更がありました。申請年度を遡って申請することは出来ませんので、申請漏れのないようご注意ください。

	失職等	死亡・離婚※1	被災
対象となる期間	令和 6 年 1 月 2 日～ 令和 8 年 12 月 31 日	令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	
所得要件	前年所得が少ない方の 保護者の前年年収が 約 590 万円未満相当	前年所得が少ない方の 保護者の前年年収が 約 720 万円未満相当 (判定額※2212,700 円未満)	前年の世帯年収が 約 720 万円未満相当 (判定額※2212,700 円未満)
家計急変要件	自己都合を含めた予期 できない失職や休職 (対象とならない場合を参照)	前年の収入が多い方の 保護者の死亡・離婚に より親権喪失	災害(地震・水害・火事 等)により半壊以上

※1 共同親権を選択して離婚した場合は急変事由に該当しません。

※2 通常の判定額の算出方法に同じ。なお、支給対象生徒が平成 22 年 1 月 2 日～4 月 1 日早生まれの場合、以下の計算式を用いる。

【判定額】＝(【(市町村民税の)課税標準額】－33 万円)×0.06－【市町村民税の調整控除額】

● 補助開始月

補助開始月は、以下 1、2 のうちいずれか遅い月とする。

- ① 当該年度の初月(令和 8 年 4 月)
- ② 家計急変発生日の翌月(月の初日が家計急変発生日の場合は当月)

● 補助終了月

補助終了月は、以下①～③のうちいずれか早い月とする。

- ① 当該年度の末月(令和 9 年 3 月)
- ② (事由発生日が令和 6 年 1 月 2 日～令和 7 年 1 月 1 日の場合)令和 8 年 6 月
- ③ (再就職・復職・再婚等の事由があった場合)左記事由が発生した月(※月の初日の場合は前月)

● 対象とならない場合

定年退職、有期雇用契約の満了(雇止め等を除く)、懲戒解雇、早期退職優遇制度等による勧奨退職、産休 等

【埼玉県在住者用】令和8年度各種学費等補助制度フローチャート

所得要件を確認せずに申請いただいて結構です。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知を発出します。

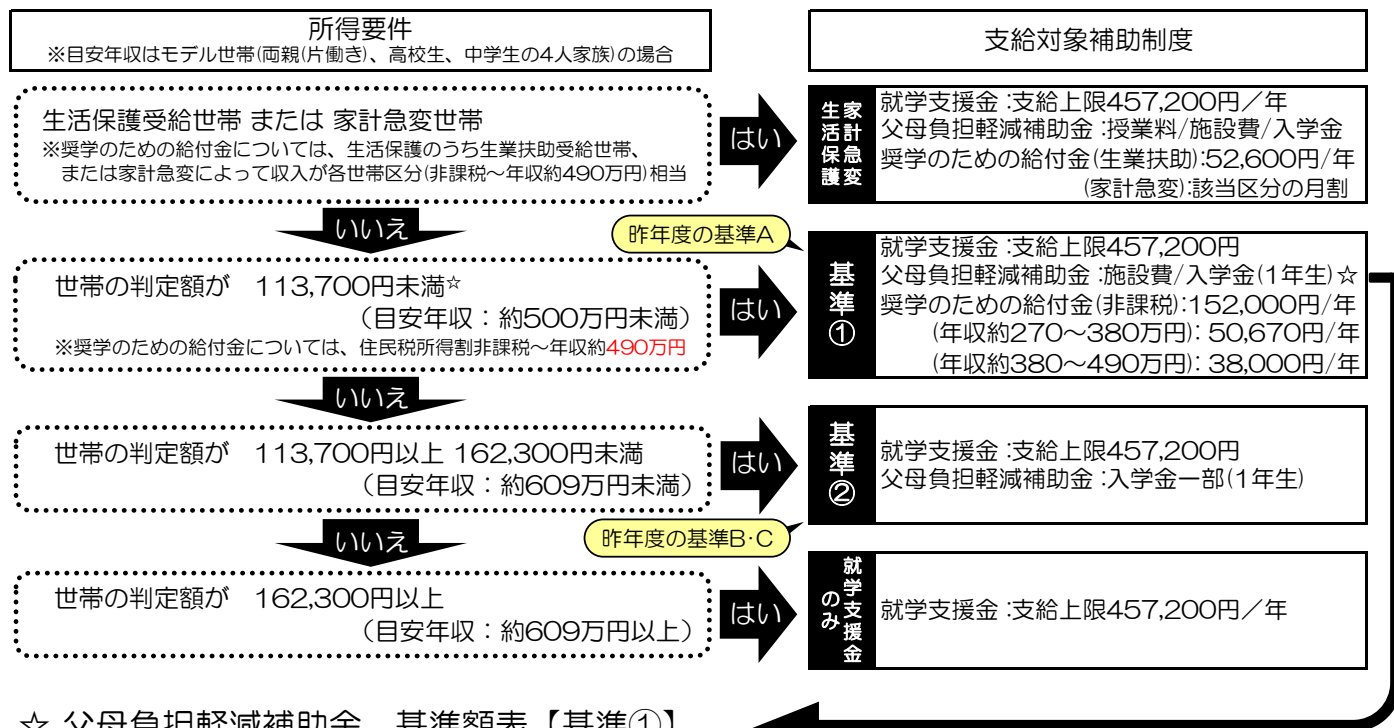
- (1) 親権者の「課税標準の額」「調整控除の額」「扶養親族数」を確認。
令和8年度課税証明書／納税通知書／マイナポータル／住民税特別徴収税額決定通知書(給与所得のみの場合)
- (2) 市町村民税の「課税所得」をもとに算出した判定額で判断します。

【判定額】＝【(市町村民税の)課税標準の額】×0.06－【市町村民税の調整控除の額※】

※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じる。

(3) 親権者が2人いる場合は、2人の判定額を合算してください。

★ 年度途中で親権者の変更(死別・離婚・再婚(養子縁組)等)があった場合、就学支援金の支給額変更等に該当することがあります。速やかに本校事務室までお申し出ください。



☆ 父母負担軽減補助金 基準額表【基準①】

扶養親族数(16歳未満/16歳以上19歳未満)は税法上の人数(課税日: 令和8年1月1日現在)です。支給対象生徒が平成22年1月2日～4月1日早生まれの場合は、判定額上の配慮として16歳以上として数えます。

扶養親族数		16歳以上19歳未満				
		0人	1人	2人	3人	4人
16歳未満	0人	113,700			115,600	133,000
	1人	129,300			141,900	154,500
	2人	138,000			163,200	175,800
	3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
	4人	168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

《補足》
基準②以下に該当する世帯かつ左表の太枠外に該当する場合、基準①の補助区分に繰り上がりとなります。

● 海外居住の親権者について

令和7年中、所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住しており(在住していた)、住民税の課税が海外在住期間の収入を反映しておらず、正確な収入に基づく審査ができない場合

◇父母負担軽減補助金

保護者のうち1名が従前より埼玉県を本拠とし、一時的に海外に居住している方のみ単身赴任として取扱います。

給与収入のみの場合……………派遣元発行の収入証明にて所得の確認

個人事業主の場合……………確定申告の写し等、1年分の正確な収入が証明できる場合は審査対象

提出書類について外国語で記載されている場合、申請者である保護者(親権者等)において必要部分を翻訳して提出する必要があります。また、すべての収入について書類を提出する旨の誓約書(指定様式)が必要です。

◇奨学のための給付金 居住地要件を満たさないため給付対象外

年度を遡っての申請はできません。申請に関するお問い合わせは、本校事務室TEL0480-34-3381にお問い合わせください。

記入例

スカラシップ奨学生は所得に関わらず、必要書類を添付し、必ず申請してください！
※ 住民票が県外の場合は除く

①記入日: 令和 8 年 7 月 5 日

負担軽減事業補助金 申請意向確認書

- ② ☒ 令和8年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金を受けたいので、証明書類を添えて申請いたします。
いづれか ☐ 令和8年度埼玉県私立高等学校等 **「申請しません」を選択した方は該当する理由に✓を記入**
チェック

☐ 所得要件に当てはまらない / ☐ 世帯の住民票が県外
☐ 国の就学支援金が受給対象外

学籍番号は案内封筒の宛名に記載されている5ケタです

③ 全員記入

クラス	1 年 1 組 1 番	学籍番号	26000
ふりがな	しょうへい たろう	令和8年1月1日時点 扶養親族数	
生徒氏名	昌平 太郎	平成22(2010).1.2～生	1 名(うち別居 0 名)
		平成19(2007).1.2～平成22(2010).1.1生	1 名(うち別居 0 名)
ふりがな	しょうへい いちろう	続柄	令和8年1月1日課税地 ※【県外親権者】
親権者①氏名	昌平 一郎	父・母 他〔 〕	杉戸 市(町・村) ☐ 単身赴任 ☐ 入院 ☐ 介護 ☐ 海外勤務
ふりがな	しょうへい はなこ	続柄	令和8年1月1日課税地 ※【県外親権者】
親権者②氏名	昌平 花子	父・母 他〔 〕	杉戸 市(町・村) ☐ 単身赴任 ☐ 入院 ☐ 介護 ☐ 海外勤務
現住所	〒345-0044 埼玉県 北葛飾郡杉戸町下野851		
電話番号	080 - 1234 - 5678 (日中繋がるご連絡先をご記入ください)		
申請備考	生活保護受給世帯 家計急変世帯※2 (急変時期要確認) ☐ 失職等 ☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 被災 生徒の国籍が日本国以外		

④ 申請希望者のみ記入
(添付書類が必要です)

⑤申請備考: 該当者のみ当てはまる事項に○ (県内に居住していることが必要です。ただし、親権者1名が単身(入院)で県外(国内)に居住している、または海外勤務をしております(していた)1年間の正確な収入を証明できる場合は例外的に認められます(※3)。いずれかに該当する場合は、「県外親権者」のチェックボックスに✓してください。

※2 急変事由によって必要書類が異なります。事前に事務室までお問い合わせください。

※3 海外勤務者の所得確認書類については、事務室にお問い合わせください。

以下学校記入欄(提出時記入不要)

スカラ種別	扶養人数	平成22(2010).1.2～生	平成19(2007).1.2～平成22(2010).1.1生
		失職	生活保護
		離婚	基準①
		死亡	基準②
		被災	対象外

記入例

個人番号カード（写）等貼付台紙

下記の利用目的のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。

埼玉県父母負担軽減事業補助金及び私立高等学校等奨学の
個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、必要事項
マイナンバーを1度提出すれば、在学期間中は再度の提出は不要です。

個人番号カード等の代わりに個人番号記載の
住民票を提出する場合は、この台紙に糊付け
せずにクリップ等で添付してください。

学校	名称	昌平高等学校	
	種類・課程・学科等	高等学校(全日制)	
生徒	ふりがな	しょうへい たろう	
	氏名	昌平 太郎	
	学年・クラス・出席番号等	1年 1組 1番(学籍番号26000)	
保護者等	私は、上記利用目的に定める事務処理のために限って、在学期間中地方税関係情報等を取得することに同意します。		
	ふりがな	姓	しょうへい 名 いちろう
	氏名(自署)	昌平	一郎
	個人番号		
	0 9 8 7 - 6 5 4 3 - 2 1 0 9		
	生年月日	西暦	1 9 7 9 年 6 3 0 日
	生徒との続柄	親権者(父・母)	その他
	※その年の1月1日現在の市区町村までの住所		
	令和8年(2026)年1月1日時点の住所		
	住所	埼玉県 都道府県 杉戸町 区村	
保護者等	私は、上記利用目的に定める事務処理のために限って、在学期間中地方税関係情報等を取得することに同意します。		
	ふりがな	姓	しょうへい 名 はなこ
	氏名(自署)	昌平	花子
	個人番号		
	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2		
	氏名及び住所の変更手続きを行った場合は、その変更部分が分かるようにカードの裏面等も併せて貼り付けてください。(余白等は切り取り、他に貼り付けたカード等と重ならないようにしてください)		
	住所	埼玉県 都道府県 杉戸町 区村	
	いない場合は、□にレ印を付けてください。		
	埼玉県 都道府県 杉戸町 区村		
	□日本国内に住所を有していない。		
備考	父R7.6~R7.12海外赴任		

通知カード

個人番号 0987 6543 2109

氏名 昌平 一郎

剥がれないように全面を糊付けしてください。

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

昭和54年6月30日生 性別 男 □□市長 発行日 平成27年10月NN日 A123456789

切り取り

マイナンバー

転入 ○○県□□市△△

このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター: 0570-783-578 (24時間受付)

個人番号 1234 5678 9012

氏名 昌平 花子

昭和53年5月19日生

みほん

●法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また、記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

切り取り

昭和53年5月19日生 2025年 3月31日まで有効

□□市長 電子証明書の有効期限 年 月 日

転入 ○○県□□市△△

01234567890123456 1234

●照会提供意思 (1) 照会後及び心停止した状態 / 2 心停止した状態のみ / 3 提供せず (1・2で提供しない状態があれば×) 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・胆嚢】
署名生年月日 年 月 日 特記事項: 署名

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A

申請書類を郵送で提出する場合は、個人番号を提出する方の
身分証明書(資格確認書・運転免許証等)のコピーを同封してください

マイナンバーカードを利用して 住民票の写し・印鑑登録証明書等を コンビニエンスストア等で 取得できます。

全国の地方公共団体において順次拡大中。

住所地と本籍地の市区町村が異なる方への
戸籍証明書交付も可能です。



いつでも

毎日6:30~23:00
いつでも
利用できます。

どこでも

お近くのコンビニや
一部スーパー等
全国5万店舗以上で
利用できます。

すぐに

簡単な操作で
すぐに証明書が
取れます。



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

コンビニ交付サービスを受けるまでに必要なステップ

- 1 お住いの市区町村の役所・役場で、マイナンバーカードを取得する。

- 2 お住いの市区町村がコンビニ交付サービスを実施していることを確認する。
※取得可能な証明書については、コンビニ交付情報サイトの「利用できる市区町村」から確認できます。

- ### 3 必要な証明書の種類や内容、交付手数料を確認する。

- 4 行こうとしている店舗が、コンビニ交付サービスを実施しているか確認する。
※サービスが利用可能な店舗情報については、コンビニ交付情報サイトの「利用できる店舗情報」から確認できます。

- 5 マイナンバーカードと交付手数料を持参して、店舗へ。
※画面の操作方法については、コンビニ交付情報サイトの「証明書の取得方法」から確認できます。

ご利用前に、スマートフォン又はパソコンから「コンビニ交付情報サイト」をご確認ください。

コンビニ交付情報サイトでは、次の情報をご案内しています。
下記のサイトにアクセスしてご確認ください。

●証明書の取得方法

(本籍地の戸籍証明書取得申請方法)

●利用できる市区町村

- ・ お住まいの市区町村はサービスを行っているか
- ・ ／ どんな証明書が取得できるか
- ・ ／ どこの店舗から取得できるか
- ・ ／ 証明書の交付可能時間 など

●よくあるご質問

コンビニ交付情報サイト <https://www.lg-waps.go.jp>



コンビニ交付で取得可能な 証明書

＜お住まいの市区町村の証明書＞

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明書
- ・戸籍証明書

- ・戸籍の附票の写し

＜本籍がある市区町村の証明書＞

- ・戸籍証明書
- ・戸籍の附票の写し

※市区町村により、取得可能な証明書の種類が異なります。

※本籍がある市区町村の証明書を取得する場合、あらかじめ利用登録申請が必要となります。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS） <https://www.j-lis.go.jp/>